

# 「富士見市暴力団排除条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成25年 4月19日

富士見市自治振興部安心安全課

富士見市は「富士見市暴力団排除条例（案）」に対する意見の募集を、平成25年3月5日から平成25年4月5日まで行いました。その結果6件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。意見については、複数の意見もあることから要約しています。

## パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成25年3月5日～平成25年4月5日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参

No.	意見概要	対応方針	市の考え
1	富士見市暴力団排除条例制定の背景はいずれも市民にとっては直接的でない脅威を挙げています。 背景そのものから検討しなおしを求めます。	原文のとおりとします。	昨今の社会的状況を捉え、背景としたものです。
2	「事務事業」などと専門用語でなく市民に理解されやすい言葉を使ってください。	原文のとおりとします。	できるだけ平易な表現を用いるよう心掛けております。 専門用語（行政用語）については、条文などを適正に表すために用いたものです。
3	条例を制定する場合、暴力団員の人数などは市側で把握しておくべきではないか。 市の姿勢を改め条例案を再吟味するようもとめる。	原案のとおりとします。	この条例案は理念条例でありますので、市、市民、事業者の連携のもとに暴力団の排除を進めることを目的としています。

No.	意見概要	対応方針	市の考え
4	<p>他の自治体では、「暴力団との交際」を戒めているのに、当市条例案では明示されていません。</p> <p>一般市民に分かり易い表現に改めるよう求めます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>条例第3条第2項では、「何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない」とされております。</p>
5	<p>事業者にとって、一般的な商取引も「利すること」になるようにも解釈されるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>「事業」とは、一定の目的を持って反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、営利目的であるか否かを問いません。</p> <p>一般的な商品取引でも事業を通じて暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持、拡大に資することは、そのような認識の有無を問わず「利すること」につながるものと考えられます。</p>
6	<p>条例案5・6・7条と個人情報保護との関連が「逐条解説」でも詳らかでないように思います。</p> <p>個人情報保護がどこまで確保されるのか不安が募ります。</p> <p>条例の検討はこれらの面からも再検討を求めます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>個人情報の保護については、それぞれの法律の中で、守秘義務や秘密漏えい防止などが、確保されています。</p>